

別 表

	指名除外事由	除 外 期 間	
		市の発注に係るもの	市以外の発注に係るもの
入札及び契約に関するもの	1 指名されたにもかかわらず、正当な理由がなく入札に参加しなかったもの	6 月以上 12 月以内	_____
	2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは、不正な利益を得るために連合した者	2 月以上 24 月以内	6 月以内
	3 落札しても契約を締結しなかった者	9 月以上 18 月以内	_____
	4 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者	12 月以上 24 月以内	_____
業務実施に関するもの	5 業務実施に当たり、故意に業務を粗雑にし又は正当な理由がなくて、契約書に定めた事項に違反した者	2 月以上 24 月以内	6 月以内
	6 業務の完了検査又は会計検査の結果検査員から業務不良として指摘された者	3 月以上 6 月以内	3 月以上
信用度に関するもの	7 業務に関し、贈賄又は供応の容疑で逮捕又は起訴された者（逮捕又は起訴された容疑が在職中のものである場合を含む。） (1) 代表者又は役員の場合 (2) 管理的地位にある者の場合 (3) 一般職員の場合	12 月以上 24 月以内 6 月以上 12 月以内 6 月以内	6 月以上 12 月以内 6 月以内 3 月以内
	8 警備業の要件に関する規則（昭和 58 年 国家公安委員会規則第 1 号）に定める重大な不正行為若しくは暴力的不法行為その他の罪に当たる行為の容疑で逮捕又は起訴された者（逮捕又は起訴された容疑が在職中のものである場合を含む。） (1) 代表者又は役員の場合 (2) 管理的地位にある者の場合 (3) 一般職員の場合	24 月 12 月以上 24 月以内 12 月以内	24 月 12 月以上 24 月以内 12 月以内
	9 暴力的不法行為等に関し次の各号に該当する者 (1) 代表役員等、一般役員等及び有資格者の経営に事実上参加している者が、集会的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 (2) 有資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を要求するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。 (3) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたとき。 (4) 本市発注の業務等に関し、有資格者である個人又は有資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為等を行ったと認められるとき。	6 月以上 12 月以内 5 月以上 12 月以内 4 月以上 12 月以内 1 月以上 12 月以内	6 月以上 12 月以内 5 月以上 12 月以内 4 月以上 12 月以内 1 月以上 12 月以内
	10 警備業法その他業務に関し法令に違反し、関係官庁から処分された者	9 月以内	9 月以内
	11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	9 月以内	9 月以内

	<p>12 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑又は刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	9月以内	9月以内
--	---	------	------